

公益財団法人宇部市文化創造財団 2024事業年度第1回臨時評議員会

議事録（決議及び報告の省略による）

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - 第1号議案 評議員の選任について
評議員 井原毅氏から辞任届（2024年3月31日付）の提出があったので、後任の評議員として曾我一仁氏を選任。
 - 第2号議案 理事の選任について
理事 富田尚彦氏、天野雄太氏から辞任届（2024年3月31日付）の提出があったので、後任の理事として青山佳代氏、波多野嵩三氏を選任。
 - 第3号議案 監事の選任について
監事 中嶋羊治氏から辞任届（2024年3月31日付）の提出があったので、後任の監事として大本理恵氏を選任。
 - 報告事項 嘱託職員等就業規則及び友の会規約の一部改正について
専決処分した公益財団法人宇部市文化創造財団嘱託職員等就業規則及び友の会規約の一部改正について、決議の省略の方法で行った2024事業年度第1回臨時理事会において承認されたことの報告。
2. 1の事項の提案をした理事の氏名
理事長 渡邊 祐二
3. 評議員会の決議があったものとみなされた日及び評議員会への報告があったものとみなされた日
2024年4月19日
4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
理事長 渡邊 祐二
5. 評議員総数4名の同意書
別添のとおり。

2024年4月15日、理事長 渡邊祐二が、評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発送し、当該提案につき、2024年4月19日までに書面により、評議員の全員から同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第23条第1項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされた。

また併せて、同日付で理事長 渡邊祐二が、評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項について、上記の内容の通知書を発送し、当該通知を要しないことにつき、2024年4月19日までに書面により、評議員全員から同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第195条の規定及び定款第23条第2項の規定により、評議員会の報告があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

2024年4月19日

公益財団法人宇部市文化創造財団
理事長 渡邊 祐二